

奈良県決定

吉野三町都市計画道路の変更について

【吉野下市線の変更】

次の付議案を提出する。

平成31年2月6日

奈良県都市計画審議会会長

都計第113号
平成31年2月1日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

吉野三町都市計画道路の変更について

【吉野下市線の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

都市計画道路 吉野下市線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 吉野下市線（以下当該路線という）は、起点を吉野町大字河原屋、終点を下市町大字新住とし、吉野町及び下市町を東西に結ぶ、標準幅員12m、2車線、延長約9,860mの幹線街路である。

当初、昭和59年8月に「3・5・1 吉野下市線」として都市計画決定された後、平成15年9月に車線数明記を行った。平成23年8月には、下市町都市計画マスタープラン（平成22年3月）や、奈良県河川整備計画（平成22年3月）を踏まえた土地利用上の観点から都市計画変更（線形変更等）が行われている。

当該路線は、吉野町及び下市町を東西に結ぶ幹線街路としての機能に加え、下市町の都市計画道路（千石橋通り線、秋野左岸線、下市阿知賀線など8路線）のうちの1路線であり、幹線道路と各集落や開発地区等を結ぶ路線として重要な機能を担っている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

当該路線は、下市町都市計画マスタープランの中で、社会経済状況の変化などにより、市街地予備地から農地へ土地利用方針が変更されたことや、奈良県河川整備計画を踏まえた土地利用上の観点から、平成23年8月に、変更区間を含む下市町内の約2,800m区間で道路線形を変更されている。

しかしながら、山側の詳細な地質調査を行った結果、落石源及び亀裂の発達、破碎帯が確認されたことから、当該路線と都市計画道路 下市阿知賀線との交差点（(仮称)阿知賀交差点）付近より終点側の約540m区間において、今回、斜面への影響を軽減する道路線形等に変更するものである。

(2) 変更の内容

- ・下市町大字阿知賀から下市町大字下市までの約540m区間について、道路線形を変更する。
- ・交差点計画の変更等に伴い、区域を変更する。